

災害に係る県税の減免について

広島県税務課

災害により被害を受けられた方については、次のとおり県税の減免を受けることができます。減免申請書に必要な書類を添付して、県税事務所へ申請してください。

1 個人事業税

(1) 事業用資産に係る減免

- ア 自己の所有する事業用資産について受けた損害の金額（保険金等により補てんされる金額を除く）が、当該事業用資産の合計価格の1/3以上で
- イ 前年中の事業の所得金額が1,000万円以下の場合
- ウ 災害を受けた日後1年以内に到来する納期限に係る事業税から当該年度（災害を受けた日の属する年度）の事業税額に次の率を乗じて得た額が減免されます。

区 分	損 害 率	
	2/3 以上	1/3 以上 2/3 未満
	軽 減 率	
事業の所得金額が 500 万円以下の者	100/100	50/100
事業の所得金額が 500 万円を超え 750 万円以下の者	70/100	35/100
事業の所得金額が 750 万円を超え 1,000 万円以下の者	50/100	25/100

(2) 住宅又は家財に係る減免

- ア 自己の所有する住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金等により補てんされる金額を除く）が、その資産の価格の1/3以上で
- イ 前年中の所得金額が500万円以下の場合
- ウ 災害を受けた日後1年以内に到来する納期限に係る事業税から当該年度（災害を受けた日の属する年度）の事業税額に次の率を乗じて得た額が減免されます。

区 分	損 害 率	
	2/3 以上	1/3 以上 2/3 未満
	軽 減 率	
合計所得金額が 250 万円以下の者	100/100	50/100
合計所得金額が 250 万円を超え 500 万円以下の者	50/100	25/100

(3) 申請手続

ア 減免申請書

（添付書類）

- ・災害の事実を証する書類（り災証明書等）、被災資産の価格についての証明、保険金等の支払証明、被災明細書など事実を証明する書類

[計算例]

災害を受けた日の属する年度の事業税額 16万円（1期8万円、2期8万円）

事業の所得金額が、500万円を超え750万円以下の者で、自己の所有する事業用資産について、災害により受けた損害の金額が当該事業用資産の合計価格の3分の2以上である場合

軽減率 70/100

減免すべき税額 16万円×70/100=11万2千円

1期 8万円-8万円=0

2期 8万円-3万2千円=4万8千円

2 不動産取得税

(1) 災害により被害を受けた不動産に対する不動産取得税の減免

ア 不動産を取得した日から6月以内に

イ 災害によって滅失又は損壊した場合

ウ 次の式による額の不動産取得税が減免されます。

$$\text{減免すべき額} = (\text{被災前の不動産の価格} - \text{被災後の不動産の価格}) \times \text{税率}$$

(2) 災害により被害を受けた不動産に代わるものとして取得した不動産に対する不動産取得税の減免

ア 災害によって不動産を滅失又は損壊した日から3年（※）以内に

（※本人の責めに帰さない事由により3年以内に取得ができない場合には、当該事由がやんだ日から3年。）

イ 当該滅失又は損壊した不動産に代わるものとして知事が認める不動産を

ウ 次の(ア)から(ウ)に定める者が取得した場合

(ア) 被災不動産の所有者

(イ) (ア)に掲げる者が個人である場合においてその者について相続があったときにおけるその者の相続人

(ウ) 代替不動産に個人である(ア)と同居するその者の三親等内の親族

エ 当該滅失又は損壊した部分に対応する不動産取得税相当額（(1)の計算式に準じる）が減免されます。

オ (1)の適用を受けたものは減免できません。

※滅失又は損壊に「床上浸水」及び「床下浸水」は含みません。

(3) 申請書類

ア 不動産取得税減免申請書

（添付書類）・災害の事実を証する書類（り災証明書等）

イ 不動産取得申告書（すでに申告書提出済みの場合は必要ありません。）

（添付書類）・取得した不動産の登記に係る全部事項証明書（写しで可）

・売買契約書（土地・住宅を売買により取得した場合）

・建築工事請負契約書（住宅を新築された場合）

[計算例]

もともと所有していた住宅が被災（全壊）後、3年以内に代替の住宅を取得した場合（(2)該当）。

被災前の住宅の価格 5,000,000円

被災後の住宅の価格 0円

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{代替不動産に係る不動産取得税から減免される額} \\ & = (5,000,000 \text{ 円} - 0 \text{ 円}) \times 3\% \\ & = 150,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

3 自動車税

(1) 災害により被害を受けた自動車に係る減免（修理する場合）

ア 要件

- (ア) 災害により損壊したことに伴い運行不能となった自動車について
- (イ) 災害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了した場合
- (ウ) 損壊による運行不能となった月数（修理のために運行不能となった期間を含みます。以下「運行不能月数」といいます。）に応じて
- (エ) 月割により算定した額が、当該被災自動車の年税額から減免されます。
- (オ) 運行不能月数は歴に従って計算し、16日未満の端数があるときはその端数を切捨て、16日以上端数についてはこれを1月として計算します。

イ 申請書類

- (ア) 自動車税減免申請書
- (イ) 災害の事実を証する書類（り災証明書等）
 - ※ 被災した自動車のり災証明書等の取得が困難な場合には、損害額を認定し得るもの（自動車の被災後の写真、修理見積書、費用の領収書、自認書等）
- (ウ) 被災状況報告書

[計算例] 被災自動車の年税額 45,000 円
 運行不能月数 3 月
 (算式)
 減免される額 = 45,000 円 × 3 月 / 12 月
 = 11,300 円

(2) 災害により被害を受けた自動車税に係る減額（廃車する場合）

ア 要件

- (ア) 災害により流出・水没・埋没・大破等した自動車で、直ちに抹消登録できない場合
- (イ) 被災した日の属する月の翌月から自動車税が減額されます。
 - ※ 抹消登録した場合はその月までが減額されます。

イ 申請書類

- (ア) 自動車税賦課保留申立書
- (イ) 災害の事実を証する書類（り災証明書等）
 - ※ 被災した自動車のり災証明書等の取得が困難な場合には、被災状況報告書と被災した事実を証する書類（被災した自動車の写真等）

4 申請期限

減免を受けようとする理由が発生した日、納税通知書発付の日又は申告納付期限のいずれか遅い日から60日以内

5 納税証明交付手数料等の免除

(1) 納税証明交付手数料

被災者が、その復旧等に必要な資金の借り入れ等の手続きのために納税証明書の交付を申請した場合は、手数料を免除します。

(2) 免税軽油使用者証交付手数料

免税軽油使用者が、被災したことにより「免税軽油使用者証」を無くし、「免税軽油使用者証」の再発行を申請した場合は、手数料を免除します。